

特定公益増進法人制度について(文部科学省ホームページより抜粋)

わが国では、国や地方公共団体、公益法人等に対する寄付を促進するために、寄附者について、税制上の優遇措置が講じられています。

私立学校(学校法人)は、公益法人の中でも「特に公益の増進に著しく寄与するもの(特定公益増進法人)」のひとつとされており(ただし、学校法人が所轄庁(文部科学大臣又は都道府県知事)の証明※を受けていることが必要)、私立学校に対する寄附者については、通常よりも広く優遇措置が認められています。具体的には、下の図の通りです。

【法人寄附者に係る損金算入(法人税)】



(当該企業の資本金×0.375%+当該事業年度所得×6.25%)×1/2を通常とは別枠で損金に算入可能

【個人寄附者に係る所得控除(寄附金控除)(所得税)】



[寄附金額(個人の所得の40パーセント相当額まで)−2千円]を所得控除可能